

意見陳述

西東京市選挙管理委員会 御中

2021年3月26日

異議申出人総代

山口あずさ

本日は、意見陳述の機会を与えていただきありがとうございます。わたしは異議申出人の総代を務めさせていただいております山口あずさと申します。

まず、最初に、今回の西東京市長選挙における異議申出について、なぜこのような申出を行ったのかを述べたいと思います。

みなさまご承知の通り、当選して西東京市長となった池澤たかし候補者の確認団体「明日の西東京を創る会」が作成しました法定ビラ第2号が、選挙で次点となりました平井竜一候補に対する誹謗中傷であり、あからさまによそ者を排除するという表現がなされておりましたことから、多くの市民が憤りました。

わたし自身、選挙では平井候補を応援しておりましたが、今回、市長選挙の効力を無効にすべきであるという申出を行わなければならないと強く思いましたのは、平井候補のためというよりも、今、ここで何も言わないで済ませてしまえば、西東京市に住む一人の市民として恥ずかしという気持ちからでした。

異議の申し出は、14日間という制限があり、14日目が日曜日でしたので、翌月曜日まで提出が認められましたが、ごく短期間で賛同者を集い、書

面を書く必要がありました。

インターネットで呼びかけて西東京市に居住する選挙人60名の賛同者を得、2月22日に申出を行いました。

私自身は、法科大学院を卒業し、今現在、法律に関する仕事に就いておりますことから、法律文書の多少の読み書きはすることができますが、公職選挙法に関する豊富な知識があるわけではなく、その都度、勉強しながら書面を作成しているというのが実際のところですよ。

さて、この青いビラの何が問題なのか。公職選挙法のどんな条文に違反するのか、検討していきたいと思います。

公職選挙法は、その第1条にこの法律の目的が書かれています。「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」

今回仕方なく「逐条解説公職選挙法」というたいへん高価な本を購入したのですが、ここには1条から275条までである公職選挙法の1条ずつが詳しく解説されています。第1条の目的にあります「憲法の精神に則り」とは、国民主権主義を基調とする民主主義の精神であると解説されています。また選挙における自由について、「選挙人が自己の良心にしたがって、その適当と認める候補者に投票することの自由と、議員たらんとする者及びこれを支持する者が、その当選を図るために選挙運動をなすこと of 自由を意味する」としています。

このビラは選挙運動をなすこと of 自由の範囲内に含まれているとは到底言えないものでした。このビラは、排他的で攻撃的で事実をゆがめており、見た人を傷つけるものです。これを見た選挙人は、さまざまな反応を示すことになるわけですが、「自己の良心にしたがって、その適当と認める候補者に投

票することの自由」は、ゆがめられた事実の提示を受けたことによって、自由を奪われてしまったと言えるのではないのでしょうか。

このビラに何が書いてあるか。もう一度、確認してみたいと思います。

- 1 ビラの表面には、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と大書され、下段には、公選法の規定に沿って「明日の西東京を創る会」「西東京市長選挙」、「法定ビラ2号」が記載され、さらに「(このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです)」と記載されています。

また、その裏面には、上部に「これら逗子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」と但し書きが記され、そこには、表面で書かれた「失敗」を裏付けるような記事の引用が7つ掲載され、加えて下段には「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！共産・左翼に市政を渡すな！！」と記載され、その下に小さく、※印をつけて「※特定候補者の氏名または氏名を類推させる事項は公職選挙法で禁じられているため、氏名など一部削除しています。」、さらに2つめの※印で「※文中の赤字は制作者によるものです。」と記載されています。

- 2 まず、「(このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです)」という文言について検討しましょう。

この文言を目にした選挙人は、「公職選挙法の規定に沿って」という文言から、このビラがあたかも合法であるかのような印象を受けるでしょう。しかしながら、法定ビラについては届出制となっているため、選挙管理委員会は、①政治団体の名称、②選挙の種類及び③公職選挙法の規定に沿ったビラである旨が確認でき、かつ、候補者の氏名が記載されていないことが確認できれば、届け出を受理し、ビラは配布できることになってしまいます。もっとも、制度設計としては、候補者の確認を受けた確認団体が責

任をもって作成するビラですから、おかしなものは出てこないだろうという期待があるのだと思われます。では、今回のような怪文書まがいのものが法定ビラとしてでてきてしまった場合はどうするのか、公職選挙法は見逃すのでしょうか？

そんなはずはありません。事前に発行禁止はできなくても、事後的には検証されることになるのです。だからこそ、公職選挙法には罰則規定が設けられているのです。

- 3 法律の条文には、先人の愛と知恵が込められているのだなど、今回しみじみ思ったのですが、第235条に虚偽事項の公表罪というのがあり、それはこんな条文です。

第1項「当選を得又は得させる目的をもって公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第2項「当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。」

わたしたちがよく耳にする学歴詐称などは、この1項に抵触するのですが、それは候補者本人が出身大学を偽るようなことです。第2項が今回のビラに適用される条文なわけですが、これはじぶんのことを偽るのではなく、ライバル候補を落選させるために虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にすることを禁止しているのです。しかも、じぶんのことを偽る場合の量刑が、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金なのに対し、ライバルのことを偽るのは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰

金としているのですが、たいへん重い量刑を課していることになります。

私が先人の愛を感じたのは、この「事実をゆがめて」というところです。今回のこのビラのために、用意されていたような条文なのではないかと思いました。

東京高裁が昭和 51 年 8 月 6 日出した裁判例もあって、「事実をゆがめるとは、未必的であるにしろ、故意の必要であることはいうまでもないが、これを別とすれば、客観的にみて、虚偽の事実に至らないけれども、或る事実について、その一部をかくしたり、逆に虚偽の事実を付加したり、あるいは、粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現することをいうと解するのが相当である」とされています。

4 このビラがどのように事実をゆがめているか、詳細にみてみましょう。

まず上部には「これら逗子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」との記載があります。確かに、それぞれは引用の文章で、出典も明記されていて、すべて原文にあたってみましたが、引用の文言自体が改竄されているわけでもありません。しかし、意図的な抽出がなされ、事実がゆがめていることがわかります。

(1) 左側 1 段目は神奈川新聞の記事からの引用ですが、2018 年 12 月に行われた逗子市長選挙の直後の記事で、チラシ記載の文言に続けて期日前投票で平井氏に一票を投じた方の発言も記載され、財政危機に関する背景事情などもきちんと説明されています。公正中立に記載されていた記事から、「失敗」を印象付けるべく、意図的な抽出が行われています。

(2) 左側 2 段目は日本共産党逗子市議団の機関紙、逗子民報からの引用ですが、こちらは市政を批判したものであることにまちがいありません。しかし、立憲主義のもと三権が分立している以上、市政に対して市議会の議員団が批判をするのは、いわば当たり前で、一般紙と同列に並べることで、

印象操作の道具につかったことは明らかです。

- (3) 左側 3 段目は東京新聞の記事からの引用ですが、記事を確認すると、タイトルに「本年度と同規模なら「7 億円の財源不足」と記載されていて、引用の中で「(中略)」とされた部分の中身を見れば「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」との記載があるのです。この記事は日付が誤っていたようで、2017 年 8 月 30 日が正しいのですが、それは単純な誤りとして、「本年度の同規模なら」あるいは「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」といった前提条件を割愛し、単に「7 億円の財源不足」と記載して、事実をゆがめているのです。
- (4) 左側 4 段目は、神奈川新聞の記事からの引用ですが、(中略) とされた部分には「一方で、重度の心身障害者や障害児、ひとり親家庭に対する手当は減額を見送るとした。」と記載されています。予算について、これを残してこれを削るという葛藤がある中で、単に削減された事項だけを抽出して紹介しているのです。
- (5) 右側 1 段目は、朝日新聞の記事からの引用ですが、全体を読めば逗子市の財政事情が県内の他市と比べて特別ではないことが解説されている公正中立な紙面から、批判部分だけを意図的に抽出しているのです。
- (6) 右側 2 段目は、逗子市ホームページに記載された平成 30 年度施政方針からの引用です。ホームページ上に公開されている PDF は 9 ページもあるのですが、ここから冒頭あいさつの一部分を意図的に切り取っているのです。
- (7) 右側 3 段目は、神奈川新聞の記事からの引用ですが、「市民がつないだ大輪 財政難の逗子で花火大会」というタイトルの記事で、花火の写真が 8 枚も掲載されていて、市民の力で花火大会を実現できたことを報じる喜ばしい紙面なのです。引用の文書だけを読めば、あたかも市政批判のための記事であるような印象を受けてしまいます。悪意を持つての引用と言う

べきでしょう。

(6) くわえて、「※文中の赤字は制作者によるものです。」と最下段で告白している通り、赤字によって、「失敗」はより一層、強く印象付けられているのです。

5 さて、このチラシを見た有権者はどのような投票行動を行ったでしょうか？

(1) 選挙人A

近所の方が、平井候補にしようかなと思っていたけど、あのビラを読んで、そんなひどい人なんだと思い、池沢候補にしたとっているのを聞きました

(2) 選挙人B

- ・妻は市長選挙について「市長には若い人になってもらいたい」と言っていた。つまり平井さんに投票することを決めていた。

- ・2号ビラが我が家の郵便受けに入れられたのは2月5日だったと記憶している。

私はそれを見て、けしからんビラだと感じすぐに捨てた。よって、妻の目には触れていない。

- ・2月6日(土) 近所に住む妻と仲の良い奥さん(創価学会員)が妻に会いに来た。いつもの通りの選挙前のお願いである。妻は近所付き合いがあるので、いつも選挙の時は「ハイハイ」と聞くだけ聞いてあげる。実際に公明党に入れたことは1度もない。

- ・今回はその奥さんは2号ビラを持って来た。そして、妻にいろいろ説明したようだ。

近所の奥さんが帰ってから妻は私にこう言った。「平井さんって逗子の財政を破綻させたんだってね。」

- ・開票日の数日後、誰に投票したか妻に聞いてみると「池沢」という

回答。

- ・現在、2号ビラについてのことが問題になっていることに妻はこう言っている。

「選挙への異議申し立てや選挙のやり直しなどの署名運動があるなら、私、署名する。」

- ・妻は被害者です。

(3) 選挙人C

私の父は自民党の小林たつやの議会だよりや、投函された2号ビラを見て、今回の選挙は見送りました。巻き込まれたくない、というのが理由です。悪口、陰口を極端に嫌う父の選択でした。当日も一緒に行こうと促しましたが、最後まで首を縦に振りませんでした。

- 6 わたしたちは、公職選挙法第202条の規定にもとづき、異議を申し出ました。また、同法205条には、選挙の効力に関し異議の申出があつた場合に、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会は、その選挙の無効を決定しなければならない。と規定されています。

令和3年2月7日西東京市長選挙は、違法な法定ビラが市内全域に配布され、選挙の結果に明らかに異動を及ぼしたと考えられます。

選挙の無効を決定し、西東京市長選挙をやりなおしてください。私たちは西東京市民のプライドにかけて、選挙管理委員会にこの申し出を行いました。選挙のやり直しは、たいへん勇気のいる決定と思いますが、ぜひ、ご英断をお願いします。

以上